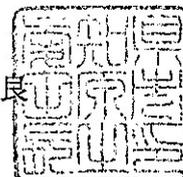




21 田環第 52 号
令和 3 年 4 月 16 日

愛知県知事 大村 秀章 様

田原市長 山下 政良



(仮称) 新田原臨海風力発電所環境影響評価方法書について (回答)

令和 3 年 4 月 5 日付け 3 環活第 8 号で照会のありましたこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 騒音等により地域住民の生活環境に影響がないよう十分に配慮すること。
- 2 鳥類等の野生動植物の生息・生育に影響がないよう十分な対策を講じること。

以上

担 当 市民環境部 環境政策課
TEL 0531-23-3541





3 豊環再第 11 号
令和 3 年 4 月 2 3 日

愛知県知事 大村 秀章 様

豊橋市長 浅井 由崇



(仮称) 新田原臨海風力発電所 環境影響評価方法書について (回答)

令和 3 年 4 月 5 日付け、3 環活第 8 号にて照会のありましたこのことにつきまして、意見はありません。

担当 環境部再生可能エネルギーのまち推進課
再生可能エネルギー推進グループ (廣瀬)
電話 0532-51-2419

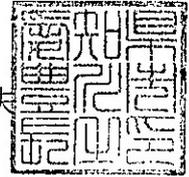




3豊環第119号
令和3年5月11日

愛知県知事 殿

豊川市長 竹本 幸夫



(仮称)新田原臨海風力発電所 環境影響評価方法書に関する意見について (回答)

このことについて、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第10条第2項の規定に基づく環境保全の見地からの意見はございません。

(連絡先)

担 当 産業環境部環境課 高田

電 話 0533-89-2141

ファックス 0533-89-2197

E-mail kankyo@city.toyokawa.lg.jp





蒲環第110号

令和3年4月12日

愛知県知事 殿

蒲郡市長 鈴木 寿 明



令和3年4月5日付 3環活第8号で照会のありました、(仮称)新田原臨海風力発電所
発電所の環境影響評価方法書について、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第10条
第2項の規定に基づき、環境保全の見地からの意見については特にありません。

